

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																										
<p>1 制度の概要</p> <p>(1) 建築物や昇降機などの所有者・管理者に定期的な調査・検査結果の報告を義務付けることで、建築物の安全性を確保することを目的とする制度である（建築基準法 12 条）。</p> <p>・大阪府内の所有者・管理者でも、防災センターを経由することなく(手数料徴収なし)、直接特定行政庁に提出した事例もある。</p> <p>(※1) 特定行政庁 建築主事を置く地方公共団体をいい、建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令等の建築指導行政を実施。現在、府内には18の特定行政庁がある。</p> <p>(※2) 一般財団法人大阪建築防災センター 建築物等の安全を確認する定期報告制度の円滑な運営と推進を図ることを目的に、府内特定行政庁(設立時10、現在18)と建築関係団体で昭和48年12月に設立した団体。現在の府の出資比率4.8%(出資額5百万円)(平成25年7月現在、役員88名に占める府のOBは11名)</p> <p>(2) 防災センターは受付時に、報告書記載に関する指導を行い、手数料を受け取っている（1件当たり3千円～15千円、平成24年度大阪府報告件数1,412件、平成24年度府内特定行政庁への定期報告等に係る収入約170百万円）。</p> <p>2 報告率の現状</p> <p>府内全体では、近年70%程度と横ばいの状況である。なお、建築物の報告は3年に1回であり、用途ごとに報告年度が決められている。</p> <table border="1" data-bbox="320 1627 1142 1743"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告対象</td> <td>学校等</td> <td>病院等</td> <td>共同住宅</td> </tr> <tr> <td>報告率</td> <td>76.5%</td> <td>71.4%</td> <td>67.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>全国平均 68.4%(平成23年度)</p>	年度	H22	H23	H24	報告対象	学校等	病院等	共同住宅	報告率	76.5%	71.4%	67.0%	<p>1 指導手数料は、府からの受託ではなく防災センターが独自で実施している事業収入であり、報告書を提出する所有者・管理者にとって、指導を受けるかどうかは任意に選択可能であるが、現実には任意でなく、全員から一律徴収されている。</p> <p>2 所有者・管理者は、報告書作成のための調査費用を資格者に支払うことに加え、防災センターへ指導手数料を支払うことで、さらに負担が大きくなっている。</p> <p>(参考) 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1353 804 2148 940"> <thead> <tr> <th colspan="2">各都道府県の定期報告受付事務の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 すべての特定行政庁が直接実施している</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>2 すべての特定行政庁が防災センター的団体に委託している</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3 特定行政庁によって、直接実施と防災センター的団体に委託の両方がある場合</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1353 968 2148 1081"> <thead> <tr> <th colspan="2">団体委託先(2・3計16府県)のうち、手数料徴収の有無の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料徴収している団体</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>手数料徴収していない団体</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>・団体委託のうち手数料を徴収していないのは報告書の詳細チェック等を実施していないため</p> <p>事務事業を所管する住宅まちづくり部の見解</p> <p>防災センターの自主事業である技術指導を所有者・管理者が受けるか否かは、現在でも選択可能となっている。</p> <p>今後、府内特定行政庁と協議・調整を行い、当該指導業務を依頼する際、手数料が発生することをより明確にするよう、業務委託契約に際して条件付ける等の対応を行う。</p>	各都道府県の定期報告受付事務の状況		1 すべての特定行政庁が直接実施している	31	2 すべての特定行政庁が防災センター的団体に委託している	12	3 特定行政庁によって、直接実施と防災センター的団体に委託の両方がある場合	4	団体委託先(2・3計16府県)のうち、手数料徴収の有無の状況		手数料徴収している団体	8	手数料徴収していない団体	8	<p>所有者・管理者にとって、指導を受けるどうかは任意であることがわかりにくいことが問題であり、改善措置を講じる必要がある。</p>
年度	H22	H23	H24																									
報告対象	学校等	病院等	共同住宅																									
報告率	76.5%	71.4%	67.0%																									
各都道府県の定期報告受付事務の状況																												
1 すべての特定行政庁が直接実施している	31																											
2 すべての特定行政庁が防災センター的団体に委託している	12																											
3 特定行政庁によって、直接実施と防災センター的団体に委託の両方がある場合	4																											
団体委託先(2・3計16府県)のうち、手数料徴収の有無の状況																												
手数料徴収している団体	8																											
手数料徴収していない団体	8																											

委員意見

防災センターが徴収する指導手数料が、所有者・管理者にとって支払義務があると誤解を与えることは好ましくないことから、所有者・管理者が指導を受けるか否かを任意に選択できるよう、防災センターが受付時やパンフレット等で積極的に説明を行い、府民に対する説明責任を十分に果たせるよう強く働きかけられたい。

措置の内容

- 1 一般財団法人大阪建築防災センターへの対応
平成 26 年度業務委託契約書の一部である「特殊建築物等定期報告業務委託実施要領」に、「当該契約に基づく業務に関連して、受託者一般財団法人大阪建築防災センターが対価を得て、サービス等を提供する場合には、所有者等がサービスの提供を受けるか否かは、選択できることを明確にすること。」という条文を追加する。
- 2 府内特定行政庁との協議・調整結果
府内特定行政庁との協議・調整の結果、大阪府が上記 1 の対応を行うことについて同意を得た。

不適切な資産管理

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
環境農林水産部水産課	<p>漁港管理事務所において、油流出事故が発生した際の対応設備として、オイルフェンス巻取機3台(5,850,000円)を設置し、油吸着マット(消耗品)を備蓄している。オイルフェンス巻取機は、一度も使用及び点検の実績がなく、使用可能かどうか定かでないままの状態となっている。</p> <p>法定点検はなく、自主点検のルールもないため、財産的価値の有無も確認できていない。</p>	<p>事故のための設備が、実際の事故発生時に機能しないことは危機管理上問題であり、早急に使用可能かどうかの点検を実施するとともに、メンテナンス・点検ルールを定め、公有財産の適切な管理に努められたい。</p>	<p>当該オイルフェンス巻取機について、専門業者による点検を行ったところ、ブレーキ、手動ウィンチ等は今後の使用が厳しく交換等を勧められているが、元々巻取機自体が手動であることから、これらの部位が故障しても、本体フレームを直接回転・停止させることが可能で、展張、巻き取りした結果、使用可能であると確認した。</p> <p>今後の使用に当たっては、点検内容を定めた「オイルフェンス巻取機点検整備要領」(平成26年1月17日施行)に基づき点検整備を行うとともに、使用の状態を見ながら部品交換等の検討を行い、緊急時においても正常に作動できるよう適正管理に努めていく。</p>

不適切な随意契約

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>都市整備部港湾局</p>	<p>阪南港木材港地区臨海道路他の不法投棄及び清掃業務（委託金額3,240,300円）は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約として委託されているが、随意契約理由に合理性がない。</p> <p>業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止の巡視及び当該地区へ出入りするための門扉の施錠・解錠 ・ゴミの清掃 ・ゴミの運搬 </p> <p style="text-align: right;">} 再委託（2,811,000円）</p> <p>随意契約理由 <ul style="list-style-type: none"> ・ 門扉の施錠・解錠については、委託先が阪南港木材港地区の事業者から構成された団体であるため。 ・ ゴミの清掃及び運搬については地区内で事業をしていることから清掃及びゴミの運搬に関しても港湾地区事業者の理解を得やすいため。 </p>	<p>1 契約の競争性、透明性が確保されておらず、また、その重要な部分について再委託がなされている現状は、特殊な事情を考慮する必要性から認められた随意契約の趣旨に反するものである。</p> <p>2 契約の競争性及び透明性を図るため、一般競争入札による契約方法を採用することを検討されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 第167条の2</p> <p>1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> </div>	<p>1 再委託されている清掃業務については、障がい者の社会自立や経済的自立、高齢者雇用の安定促進などに寄与するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する者（障がい者就労支援事業所、シルバー人材センターなど）と契約することとし、その発注見通しを公表した。</p> <p>2 再委託されていない巡視及び門扉の施錠・開錠業務については、その委託金額により、一般競争入札、若しくは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約を行い、契約の競争性及び透明性を図ることとした。</p>

水門管理事務の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>都市整備部港湾局</p>	<p>1 水門管理員は、大阪府の水門等の維持保全を図るために設置しているもので、水門から自宅まで35キロメートル離れている者でも、職場が水門に近接していることを理由に水門等管理員として選定していたが、この者が現在も同じ職場に勤務しているかどうかについての把握をしていなかった。</p> <p>2 「水門等点検結果報告書」を確認したところ、「大阪府水門等管理員規程」（以下「規程」という。）及び「水門等点検要領」（以下「要領」という。）で要求されている巡視及び点検の記載がなく、記載がない理由を確認していなかった。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視による点検が2回以下しか実施されていない（1件）。 ・ 試験操作による点検が1回もなされていない（7件）。 	<p>1 遠隔地の者を選定すると水門等の常時巡視という職務を果たすことは困難と考えられ、水門等の維持保全が適切に遂行されない恐れがある。常時監視することができるよう、水門近辺に居住する者を選定するルールを定められたい。</p> <p>2 水門等の維持保全を図るという観点から、初回選定時のみの住居等の確認だけでなく、継続選定時の際も住居等を確認されたい。</p> <p>3 結果報告に関するチェックが不十分である。水門管理員により水門等の維持保全が図られていることを、「水門等点検結果報告書」を適切にチェックすることにより確認されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 規程第4条では、(1) 常時水門等の巡視を行う、(2) 毎月1回以上水門等を試験操作し点検すると定められている。</p> <p>※ 要領では、毎月3回の点検を行うと定められている。</p> <p>※ 水門等管理員のしおりでは、業務実施結果を「水門等点検結果報告書」に記載し、市町村を経由し府に提出すると定められている。</p> </div>	<p>1 水門管理員については、水門近辺に居住する者を基本とし、選定する基準を定めた。</p> <p>2 水門管理員の選定に当たり、地元各市町から提出される推薦書について、住居等の状況を踏まえた推薦理由を確認できるよう様式を改めた。 今後は、継続選定時においても確認を行う。</p> <p>3 結果報告について、チェック項目を記載した確認書を作成した。 今後は、水門管理員に対し、報告内容の記入例を周知し記載不備を防ぐとともに、提出された結果報告は、確認書により適切にチェックを行う。</p>

業務完了報告書の日付記載の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容												
<p>パスポートセンター</p>	<p>大阪府パスポートセンター（以下「パスポートセンター」という。）では、旅券申請受付、作成及び交付業務を業者に委託している。</p> <p>業務完了報告書の日付が業務完了報告書收受の日とかい離しているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="590 543 1902 682"> <thead> <tr> <th>対象月</th> <th>業務完了報告書の日付</th> <th>收受日</th> <th>検査日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>平成24年5月10日</td> <td>平成24年5月22日</td> <td>平成24年5月23日</td> </tr> <tr> <td>平成24年8月</td> <td>平成24年9月7日</td> <td>平成24年9月20日</td> <td>平成24年9月20日</td> </tr> </tbody> </table> <p>かい離が発生した理由は、当初提出された業務完了報告書に誤りがあつたため差替が行われたが、日付は当初のまま変更されなかつたことによる。</p> <p>業務完了報告書の日付と收受日に大きな差異がある場合、原則として再送を依頼し、日付を変更してもらわなければならないとされている。パスポートセンターでは、業者に対し日付の変更を依頼したとのことではあつたが、変更されず、そのまま検査を実施している。</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 （政府契約の必要的内容事項） 第4条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録を含む。第10条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書の作成を省略することができるものについては、この限りでない。 (1) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期 (以下、省略) （給付の完了の確認又は検査の時期） 第5条 前条第1号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。</p> <p>見積書、納品書、請求書などの日付記載について（平成23年8月12日付会計局通知） Q2 遠隔地からの物品等の購入の場合、納品書などに記載してある日付と手元に届いた日が異なるときは、どうすればよいですか？ A2 <u>受領印の押印などにより到着日を正確に記録します。ただし、この取扱いは納品書等の記載日と実際の到着日との齟齬が、郵送等に要したであろう日数の範囲にとどまる場合に限りま</u>す。大きく齟齬をしている場合は再送を依頼してください。 なお、請求書に支払期日が指定されている場合で、当該支払期日までに支払うことができるときは、請求書に到着日を記載すれば再送を求める必要はありません。</p>	対象月	業務完了報告書の日付	收受日	検査日	平成24年4月	平成24年5月10日	平成24年5月22日	平成24年5月23日	平成24年8月	平成24年9月7日	平成24年9月20日	平成24年9月20日	<p>業務完了報告書の日付は、検査の時期及び支払の期限に影響を及ぼすものであり、正確な日付を記載させるよう業者を指導された。</p>	<p>監査の結果を受け、契約事務にかかわる担当者・検査職員・決裁権者など全ての職員が、今後の事務処理において、業者指導を確実にすることを再確認した。 今後は、不適切な対応があつた場合の業者指導を徹底していく。</p>
対象月	業務完了報告書の日付	收受日	検査日												
平成24年4月	平成24年5月10日	平成24年5月22日	平成24年5月23日												
平成24年8月	平成24年9月7日	平成24年9月20日	平成24年9月20日												

通勤手当の認定の不備

対象受検機関	検出事項				監査の結果	措置の内容																									
八尾保健所	<p>通勤手当の認定は、職員からその通勤の実情を届出させ、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃（6箇月の定期券の価額）等の額で認定することとされている。</p> <p>八尾保健所の通勤手当について、他に最も経済的かつ合理的と考えられる経路がありながら、職員が通勤の実情として届出した経路のまま認定され、支給されていたことから、同手当が過大に支給されているものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 762 1323 1444"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給期間</th> <th>既支給額 (届出・認定 経路) (A)</th> <th>最も経済的 かつ合理的 と考えられ る経路での 支給額 (B)</th> <th>差引額 (A) - (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成24年4月 ～25年3月</td> <td>278,960円</td> <td>236,000円</td> <td>42,960円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成24年4月 ～25年3月</td> <td>249,380円</td> <td>207,160円</td> <td>42,220円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成25年4月 ～26年3月</td> <td>454,800円</td> <td>417,760円</td> <td>37,040円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>平成25年4月 ～26年3月</td> <td>359,020円</td> <td>348,020円</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>				職員	支給期間	既支給額 (届出・認定 経路) (A)	最も経済的 かつ合理的 と考えられ る経路での 支給額 (B)	差引額 (A) - (B)	A	平成24年4月 ～25年3月	278,960円	236,000円	42,960円	B	平成24年4月 ～25年3月	249,380円	207,160円	42,220円	C	平成25年4月 ～26年3月	454,800円	417,760円	37,040円	D	平成25年4月 ～26年3月	359,020円	348,020円	11,000円	<p>当該不備事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 八尾保健所は、最寄駅が「近鉄大阪線近鉄八尾駅」、及び「JR関西本線八尾駅から近鉄バス」の2つあり、乗換駅も複数存在することから、職員の自宅最寄駅から勤務公署までの経路が幾通りも存在する、 にもかかわらず、八尾保健所の実情に即した経済的かつ合理的な経路の判断基準（過去の判断事例の蓄積を整理する等により導き出されるもの。）が備えられておらず、 また、認定事務担当者が職員からの個別事情説明を考慮し過ぎたことで、認定事務担当者及び決裁者による他の経路との比較検討が十分でなかったことにより発生したものである。 <p>職員A～Dの通勤手当については、給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。併せて、他の職員の通勤手当についても、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額で認定しているか調査し、適正でないものがあれば同様に必要な是正措置を講じられたい。</p>	<p>職員A～Dの4名については、通勤の実情として届け出された経路で通勤していることが認められた。職員4名のうち3名は、退職等により在職していないので、職員Cについて、平成26年4月から「運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額」に認定経路を訂正した。</p> <p>また、現職員の通勤手当認定を点検したところ、3名について「運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額」となっていないこと、及び通勤の実情として届け出された経路で通勤していることが認められたため、平成26年4月から「運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額」に認定経路を訂正した。</p> <p>このたびの点検に当たっては、「最も経済的かつ合理的」の判断について制度所管課（総務サービス課及び企画厚生課）に相談と確認を行っており、今後八尾保健所において通勤認定する上での参考となるよう、自宅最寄駅と認定経路を一覧表にして整理した。</p>
職員	支給期間	既支給額 (届出・認定 経路) (A)	最も経済的 かつ合理的 と考えられ る経路での 支給額 (B)	差引額 (A) - (B)																											
A	平成24年4月 ～25年3月	278,960円	236,000円	42,960円																											
B	平成24年4月 ～25年3月	249,380円	207,160円	42,220円																											
C	平成25年4月 ～26年3月	454,800円	417,760円	37,040円																											
D	平成25年4月 ～26年3月	359,020円	348,020円	11,000円																											

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
八尾保健所	<p>通勤手当の認定事務においては、現に通勤手当を支給されている職員について、要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認することとされている。</p> <p>八尾保健所の職員Eは平成25年4月から複数の経路を使い分けて通勤しており、平成25年5月と11月の定期券等の確認の際に提出された交通機関のICカード利用明細（乗車履歴）の内容から、主として利用していた経路は届出経路（本件は認定経路も同じ）と異なる、より安価な経路であると認められた。</p> <p>また、職員Eの通勤手当について、他に最も経済的かつ合理的と考えられる経路がありながら、職員が通勤の実情として届出した経路のまま認定され、支給されていたことから、同手当が過大に支給されていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 919 1564 1125"> <thead> <tr> <th data-bbox="543 919 816 1045">過払支給期間</th> <th data-bbox="816 919 1071 1045">既支給額 (届出・認定経路) (A)</th> <th data-bbox="1071 919 1380 1045">最も経済的かつ合理的 と考えられる経路での 支給額 (B)</th> <th data-bbox="1380 919 1564 1045">過払支給額 (A) - (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="543 1045 816 1125">平成25年4月 ～平成26年3月</td> <td data-bbox="816 1045 1071 1125">200,800円</td> <td data-bbox="1071 1045 1380 1125">195,280円</td> <td data-bbox="1380 1045 1564 1125">5,520円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額 (届出・認定経路) (A)	最も経済的かつ合理的 と考えられる経路での 支給額 (B)	過払支給額 (A) - (B)	平成25年4月 ～平成26年3月	200,800円	195,280円	5,520円	<p>職員Eは、退勤時刻の交通事情等に応じて日々通勤の経路を使い分け、その料金をICカードで支払っていた。定期券等の確認には、ICカード利用明細（乗車履歴）を提出しており、通勤経路を変更した認識を持たなかったが、結果として、通勤の実情が届出と異なる経路が主となっていたものであるが、八尾保健所においては当該通勤の実情を十分確認できていなかった。</p> <p>職員の通勤手当に関する規則において、通勤経路を変更したときはその通勤の実情を届け出なければならない旨が定められている。また、給与事務の手引掲載の給与の訂正基準において、通勤手当の適正な届出書に基く誤った認定を訂正する戻入事例は「将来に向かって訂正/戻入しない」であるが、通勤経路の変更により運賃額が下がったが、職員からの届出漏れが原因で訂正する場合は「過去に遡って訂正/2年間戻入」する旨が定められている。</p> <p>職員Eの事例は、本人の認識にかかわらず、届出書の提出漏れとして取り扱われることから、八尾保健所は、給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。</p>	<p>ICカード利用明細（乗車履歴）より、平成25年4月から経路変更したことが認められたため、平成25年4月に遡って経路変更および認定を行い、誤って支給された手当については、過払い分の戻入手続きを行った。</p> <p>また、全職員に対し関係規則及び通知の周知を図り経路変更が生じた際は速やかに届け出ることを徹底した。</p> <p>年2回の通勤定期提出時にICカード利用明細が提出された時は、認定経路どおりに使用されていることを十分確認する。</p>
過払支給期間	既支給額 (届出・認定経路) (A)	最も経済的かつ合理的 と考えられる経路での 支給額 (B)	過払支給額 (A) - (B)								
平成25年4月 ～平成26年3月	200,800円	195,280円	5,520円								

公有財産台帳の除却処理漏れ

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容															
茨木土木事務所	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合は、公有財産台帳から除却処理を行うと規定されている。</p> <p>下表に記載の資産について、更新等の工事に伴い旧資産を撤去したにもかかわらず、工事担当者がシステム入力を失念したため、除却処理が行われず、その結果、公有財産台帳上の資産残高及び大阪府新公会計制度上の資産残高が過大計上となっていた。</p> <p>撤去資産の概要</p> <table border="1" data-bbox="552 709 1590 1003"> <thead> <tr> <th>撤去日</th> <th>更新等工事名</th> <th>撤去資産</th> <th>撤去資産の取得原価</th> <th>撤去資産の簿価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年8月10日</td> <td>一般府道高槻茨木線交差点改良工事</td> <td>歩道橋</td> <td>3,926千円</td> <td>203千円</td> </tr> <tr> <td>平成24年12月25日</td> <td>主要地方道枚方亀岡線舗装補修工事(原2工区)</td> <td>路面舗装</td> <td>9,342千円</td> <td>0千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表2「異動理由表」とおりとする。</p>	撤去日	更新等工事名	撤去資産	撤去資産の取得原価	撤去資産の簿価	平成24年8月10日	一般府道高槻茨木線交差点改良工事	歩道橋	3,926千円	203千円	平成24年12月25日	主要地方道枚方亀岡線舗装補修工事(原2工区)	路面舗装	9,342千円	0千円	<p>公有財産台帳において保有資産の実態を適切に表すため、撤去された資産については、速やかに公有財産台帳から除却処理されたい。</p> <p>除却処理もれを防止するため、工事担当者に対して除却処理の入力を周知徹底されたい。</p> <p>また、公有財産台帳からの除却処理は工事担当者が行い、契約事務担当者が関与する手続とはなっていないが、工事担当者から契約事務担当者に除却処理に関する情報を伝達するルールを定める等により、契約事務担当者も資産の除却に関する状況を把握し、支出命令の決裁時に除却処理をチェックできる仕組みを検討されたい。</p>	<p>撤去された資産について、公有財産台帳から除却処理を行った。</p> <p>また、除却処理漏れを防止するため、工事担当者へ除却処理の入力を行うよう所内で周知徹底した。</p> <p>今後は、支出命令の決裁時に、契約事務担当者と工事担当者で相互確認を行うことにより、除却処理をチェックする。</p>
撤去日	更新等工事名	撤去資産	撤去資産の取得原価	撤去資産の簿価														
平成24年8月10日	一般府道高槻茨木線交差点改良工事	歩道橋	3,926千円	203千円														
平成24年12月25日	主要地方道枚方亀岡線舗装補修工事(原2工区)	路面舗装	9,342千円	0千円														

府営公園利用者の安全確保の対応の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容									
鳳土木事務所 (指定管理者・ 浜寺公園指定管 理グループ)	<p>府営公園施設については、利用者の安全を期す必要があるため、消防法に基づく消防施設の点検は府営公園指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行うことになっており、点検の結果不備が判明した場合には、施設を管理している府(土木事務所)又は指定管理者による対応が必要となる。</p> <p>しかしながら、浜寺公園では以下のとおり、対応が不十分となっていた。</p> <p>1 公園管理事務所の自動火災報知設備について、浜寺公園の指定管理者である浜寺公園指定管理グループによる点検の結果、鳳土木事務所による更新が必要と判明したにもかかわらず、点検後1年以上更新がなされていない。 (検査日：平成24年9月25日)</p> <p>2 プール第1別館消防用設備の点検結果において、設備の一部である施設天井裏の自動火災報知設備感知器については、当該設備への開口部が確保されていないことを理由として、点検不可能となっている。このため、浜寺公園指定管理グループによる感知器の確認及び作動テストが3年以上行われていない。</p> <table border="1" data-bbox="457 1142 1486 1402"> <tr> <td></td> <td>1 公園管理事務所 消防用設備</td> <td>2 プール第1別館 消防用設備</td> </tr> <tr> <td>不備 判明日</td> <td>平成24年9月25日</td> <td>平成22年9月29日</td> </tr> <tr> <td>不備の 内容</td> <td>自動火災報知設備の受信機の 更新が必要な状態</td> <td>自動火災報知設備感知器の確認 及び作動テストができない状態</td> </tr> </table>		1 公園管理事務所 消防用設備	2 プール第1別館 消防用設備	不備 判明日	平成24年9月25日	平成22年9月29日	不備の 内容	自動火災報知設備の受信機の 更新が必要な状態	自動火災報知設備感知器の確認 及び作動テストができない状態	<p>鳳土木事務所は、公園利用者の安全確保のために、更新が必要な消防設備について早急に更新されたい。</p> <p>また、鳳土木事務所及び浜寺公園指定管理グループは、点検が不可能となっている消防設備について、点検が可能となるよう開口部を確保するとともに、点検を早急を実施されたい。</p> <p>【消防法】 第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p>	<p>1 鳳土木事務所により、公園管理事務所の自動火災報知設備の受信機について、更新を行った。</p> <p>2 浜寺公園指定管理グループにより、プール第1別館消防用設備について、施設天井裏の自動火災報知設備感知器が点検できるよう、当該設備への開口部を確保した。 また、感知器の確認及び作動テストを行った結果、異常はなかった。</p>
	1 公園管理事務所 消防用設備	2 プール第1別館 消防用設備										
不備 判明日	平成24年9月25日	平成22年9月29日										
不備の 内容	自動火災報知設備の受信機の 更新が必要な状態	自動火災報知設備感知器の確認 及び作動テストができない状態										

資産と費用の区分誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																
安威川ダム建設事務所	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、工作物等の財産に係る委託料は固定資産計上基準表（以下「基準表」という）に基づき、支出内訳の内容により資産又は費用に区分して処理することとされている。安威川ダム建設事務所が委託した岩盤評価検討委託に関する支出（15,382千円）は調査業務に該当するため、基準表によれば本来は費用とすべきところ誤って資産として処理されており、その結果、大阪府新公会計制度上の資産残高が過大計上となっている。</p> <p>委託担当部署が設計書（積算金額）を決定する決裁手続において、資産又は費用の区分を明記することになっているが、本件は、資産又は費用の区分の根拠となる書類の添付がない状態で誤った決裁が行われていた。</p> <p>また、契約担当部署が支出命令時に資産又は費用に関する仕訳を財務会計システムに入力することになっているが、契約事務担当者は、委託契約担当部署の情報に基づき誤った仕訳を行った。</p>	<p>公有財産台帳において保有資産の実態を適切に表すため、当該調査業務の資産としての登載について速やかに是正されたい。</p> <p>また、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、次のような仕組みを構築されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託担当部署においては、基準表に基づき、適切な資産又は費用の区分がされるよう周知徹底するとともに、設計書の決裁時においては、当該判断結果を添付した上で決裁を行うこと。 契約担当部署においては、委託担当部署の判断に誤りがないか、支出命令決裁時にチェックすること。 <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表（要約）</p> <table border="1" data-bbox="1169 978 2160 1461"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>科目</th> <th>主な支出内訳</th> <th>資産 費用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工作物</td> <td rowspan="5">委託料</td> <td>測量費（工作物の新設・築造工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う</td> <td>資産</td> </tr> <tr> <td>測量費（上記以外）</td> <td>費用</td> </tr> <tr> <td>調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）</td> <td>費用※</td> </tr> <tr> <td>調査費（上記以外）</td> <td>費用</td> </tr> <tr> <td>実施設計費・詳細設計費・工事監理費（工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）</td> <td>資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 詳細設計等との金額の仕訳が困難な場合は資産計上可能</p>	財産種別	科目	主な支出内訳	資産 費用区分	工作物	委託料	測量費（工作物の新設・築造工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う	資産	測量費（上記以外）	費用	調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）	費用※	調査費（上記以外）	費用	実施設計費・詳細設計費・工事監理費（工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）	資産	<p>当該調査業務については、資産から費用に修正を行った。</p> <p>また、委託担当部署には、基準表に基づき適切な資産又は費用の区分を行うとともに、設計書の決裁時に当該判断結果を添付するよう所内で周知徹底した。</p> <p>なお、契約担当部署では、支出命令決裁時において、当該判断結果等を確認し、委託担当部署の判断に誤りがないかチェックを行う。</p>
財産種別	科目	主な支出内訳	資産 費用区分																
工作物	委託料	測量費（工作物の新設・築造工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う	資産																
		測量費（上記以外）	費用																
		調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）	費用※																
		調査費（上記以外）	費用																
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費（工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）	資産																